

吹田市立保育所等室内カメラ設置業務 仕様書

1 業務名

吹田市立保育所等室内カメラ設置業務

2 履行場所

- (1) 吹田市立保育所等 28 園
 - (2) 吹田市立児童館 12 施設
 - (3) 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ（たんぽぽルーム）
 - (4) 佐竹台地域交流室（おひさまルーム）
- 別紙「設置場所一覧」を参照のこと。

3 業務内容

(1) 室内カメラの設置

保育所等において、児童の性被害防止を目的として、室内カメラを設置する。

設置にあたっては、現地調査を実施し、適切な設置場所を決め、設置に伴い必要となる工事や諸手続を実施すること。

(2) 録画・録音機器及び確認用ディスプレイの設置

録画・録音機器及び確認用ディスプレイを設置する。設置にあたっては、現地調査を実施し、適切な設置場所を決め、設置に伴い必要となる工事や諸手続を実施すること。

(3) 配線

設置する室内カメラ等が問題なく稼働するよう、電源の確保やネットワーク接続等の配線を行う。配線は、館内の景観を損なわないようメタルモール等を使用し配慮すること。壁など、利用者の視界に入る箇所への配線やスイッチング HUB を格納するキャビネットを設置する場合は、設置場所や方法について発注担当者に確認の上、了解を得ること。

4 設置予定台数

(1) 吹田市立保育所等 28 園

室内カメラ：223 台 ディスプレイ：28 台

(2) 吹田市立児童館 12 施設

室内カメラ：75 台 ディスプレイ：12 台

(3) 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ（たんぽぽルーム）

室内カメラ：1 台 ディスプレイ：1 台

(4) 佐竹台地域交流室（おひさまルーム）

室内カメラ：2 台 ディスプレイ：1 台

※各施設の設置予定台数については、別紙「設置場所一覧」を参照のこと。

※一部の施設では、機械警備等の理由により防犯センサーやカメラ等が設置されているが、既設機器の妨げにならないように配慮すること。既設箇所の詳細については、設置目的に鑑み、受注者にのみ提示するものとする。

※各施設の図面については、入札参加資格を有すると本市が確認した事業者にのみ公開するものとする。なお、図面についてはあくまで参考資料とし、必ず現地調査を実施すること。

※おひさまルームのディスプレイは常時設置ではなく、データ確認の際に接続、使用できるようにすること。

5 設置機器等

(1) 参考製品

品名	参考型番
カメラ	DS-2CD2146G2-1 (SU)
ネットワークディスクレコーダー	DS-9664NI-M16
ハードディスク	ST4000VX015
16ポート PoE 給電ハブ	DS-3E1518P-SI
液晶ディスプレイ	67AFKACBJP

(2) 同等品等条件

ア 別紙「公共施設防犯カメラ選定基準」以上のものとする。

イ 録画保存期間はおよそ3か月とする。

ウ レコーダー、ハードディスク、給電ハブの台数は、選定したカメラの設置に必要な台数を用意すること。

エ 記録した映像はモニターを用いて再生するものとし、カメラ本体だけでは再生することができない仕組とすること。

オ 故障等により録画が停止した場合には、ランプ表示等により、そのことを外見上容易に視認できる機能を有すること。

カ レコーダーのUSBポートは2ヵ所以上（USB2.0又は3.0）とする。

キ メモリに記録された映像（動画媒体及び静止画）の任意の部分を、USBメモリ等汎用的な媒体に記録できること。

ク カメラハウジング外部（カメラ下部から容易に確認ができる箇所）に、カメラの管理番号を表示すること。

例）いずみ保育園 02-01

02（別紙「設置場所一覧」の園番号）-01（機体識別のための枝番）

※「吹田市立保育所等」については既設機器があるため、枝番は担当者の指示に従うこと。

- ケ カメラ下部に、カメラが作動していることを周知するためのシールまたはプレートを貼付すること。
- コ 液晶モニターについては、カメラからの映像をリアルタイムにモニタリングできること。また、カメラの制御（ズーム）機能を有し、21.5型以上であること。また、映像記録装置に記録されている情報から、任意の映像を抽出し再生できること。
- サ 屋外に機器を設置する場合、次の条件を満たす構造とすること。
 - （ア）カメラはケースに収容し、防水・防塵・着氷雪対策を行うこと。
 - （イ）カメラ機器の電源供給回路については、可能な限り避雷等により他の機器に影響を与えないよう保護対策を講じること。
 - （ウ）カメラ機器内部から生じる電気雑音によって他の機器に影響を与えないこと。また、他の機器からの電気雑音によって誤作動しないこと。
 - （エ）停電からの復電時には、停電前の状態に自動的に復旧する機能を有すること。
- シ カメラに使用する電源電圧はAC100VまたはAC200Vとする。また、カメラに供給する電源は、交通信号機や照明灯等と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設する機器に影響を与えないこと。

6 設置期間等

契約締結後から令和8年3月31日までの間で、各施設と協議し決定した日時に現地作業を実施し、設置及び動作確認を完了すること。

7 保守条件等

- (1) 設置工事を行うにあたり、本仕様書に指定する以外の事項についても、条例及び関係法令等を遵守すること。納品から1年間を保証期間とすること。ただし、メーカーが独自に1年を超える無償保証サービスを設定している場合は、当然その条件を受けられるものとする。
- (2) 受注者は、カメラ機器一式の取扱い方法について簡易なマニュアルを作成し、書面及び電子データ（Word、Excel等の編集可能な形式）により発注者に提出すること。また、当該マニュアルを各施設へ書面にて配付し、取扱い説明を行うこと。なお、当該マニュアルの著作権は全て吹田市に帰属するものとする。
- (3) 受注者は、設置作業完了後に、発注者から補修等の指示があった場合には、速やかに必要な措置を講じること。
- (4) 受注者の責任に属する不良箇所が生じた場合は、無償で修理又は交換するものとする。
- (5) 受注者は発注者からの機器の使用に関する質問等について、誠実に対応すること。

8 提出書類

- (1) 契約締結後、次の書類を提出すること。

工程表、管理技術者届、下請業者名簿、現場代理人・主任技術者届（経歴書含む）、必要資格取得者名簿、吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づく誓約書

- (2) 機器等設置作業前に次の書類を提出すること。

設置作業従事者名簿、作業手順書、機器承認図

- (3) 機器等設置完了後、速やかに次の書類を提出すること。

ア 完成図書（設置箇所一覧表、位置図、詳細図、施工写真（施工前、後）、作動確認書、設置箇所同意確認書）

イ カメラ機器取扱説明書（製本2冊、電子データ1部）

なお、設置箇所一覧表及び設置箇所位置図については、カメラ管理番号を記載し、2部提出すること。また、電子データ（Word、Excel等の編集可能な形式）についても提出すること。

- (4) その他、発注者が必要とする書類

9 報告・連絡

- (1) 受注者は、本件事案の進捗状況について、発注者に適宜報告を行うなど、本契約全般の責にあたること。

- (2) 設置作業中、作業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を与える事故、又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、応急措置等所要の措置を講じるとともに、事故の内容、発生原因及び経過等について遅滞なく発注者に報告すること。また、受注者はその補償を行うこと。

- (3) 業務に関し、施設利用者等から苦情を受けたときは、速やかに発注者へ報告するとともに対策を協議すること。

- (4) 受注者は、業務完了後、発注者の検査を受けること。

- (5) 設置作業完了後、受注者は「8 提出書類」に記載の提出書類を発注者に提出した上で、完了報告を行うこと。

10 設置上の注意

- (1) 受注者は、市及び各施設長と設置前に下記の事前協議を十分に行うこと。

ア カメラ機器等の設置方法・位置等に関しては、市及び各施設長と協議の上、承認を得ること。

イ 作業日の1か月以上前に設置日時等について、市及び各施設長の下承を得ること。また、周辺地域住民等に対して設置作業日等の通知が必要な場合は、市及び各施設長と協議の上、下承を得ること。

ウ 設置に際して、利用者に支障のないように留意すること。

エ 設置施設の運用特性上、土日祝日の作業が大半となる見込みである。事前に市及び施設管理者と十分協議の上、対応可能な体制を整えること。

オ その他設置作業について検討を要する事項。

(2) 受注者は、施工前に設置する場所の現地調査を行い、吹田市における工事基準に準拠した工事を行うこと。また、施工にあたっては設置箇所の強度も十分に考査し、本仕様書等を遵守の上、実施すること。

(3) 設置等については、作業内容に応じて下記の者が作業を行うこと。

電気工事士2級以上の有資格者

(4) 漏電対策として漏電ブレーカーを必ず設置すること。

(5) 設置作業中の資材、撤去品等の廃棄物については、受注者が処分すること。

(6) 設置にあたっては、遅くとも1週間前までに周辺地域住民等に対して設置工事の日時等について、事前に通知すること。

(7) 本仕様書に明記しないものであっても、設置作業上当然必要とするものについては、受注者の責任において設置すること。

(8) 受注者はカメラの設置にあたり、その配線や付属物も含めて、確実・堅牢に施工すること。

(9) 設置する機器については、十分な盗難防止対策及び耐震対策を講じること。

(10) 周辺地域住民等の申し出により、画像の確認やマスキングを必要とする場合は、必要な作業を行うこと。

(11) 家屋等が撮影範囲に写りこむ場合は、受注者が家屋等の住民の同意を得た上で、設置箇所同意確認書を取得し、発注者に提出すること。なお、同意確認書の内容等については、発注者と十分に協議の上、受注者が作成すること。

(12) 受注者は、設置作業にあたり、必要に応じて保安資機材を活用し、保安要員を配置するとともに、設置作業中は道路使用許可条件を順守し、周辺地域住民等に十分配慮すること。

11 費用負担

次の費用については、全て受注者が負担すること。

(1) カメラ機器等の設置場所の調査に係る費用

(2) カメラ機器等の搬入、設置、工事、調整及び検査に係る費用

(3) カメラ機器等設置に伴う配線経路に使用する電線、ケーブル、配管材及びカメラ機器取付金具等の必要な部材の費用

(4) カメラ機器等の設置に伴う資材、撤去品等の廃棄物の処分費用

(5) カメラ機器等の設置工事に必要となる各種申請に係る費用

(6) 告知版の作成および設置費用

(7) その他設置にあたり必要な作業等に係る費用

12 保証業務

本業務により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償し、誠意を持って補償にあたるとともに、早期解決に努めなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

13 その他

(1) 様式

報告書、台帳等の様式については、発注者と協議を行うこと。

(2) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うこと。

14 担当部署

【吹田市立保育所等】

吹田市役所 児童部 保育幼稚園室 総務グループ 施設管理・園務改善担当 今泉

電話番号：06-6384-1541

Email: hoiku_somu@city.suita.osaka.jp

【吹田市立児童館】

吹田市役所 児童部 子育て政策室 児童館担当 岸川

電話番号：06-4860-6947

Email: jidoukan@city.suita.osaka.jp

【吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館のびのび子育てプラザ、佐竹台地域交流室】

吹田市役所 児童部 のびのび子育てプラザ 溝口

電話番号：06-6816-8585

Email: nobinobi@city.suita.osaka.jp